



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 マ サ ル  
 代表者名 代表取締役社長 荻谷 純  
 (コード 1795)  
 問合せ先 取締役管理本部担当 大木 信雄  
 (TEL. 03-3643-5859)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の件

##### (1) 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 34 条を変更するものであります。

なお、定款第 34 条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除            (損害賠償責任の一部免除)            第 34 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができます。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除            (損害賠償責任の一部免除)            第 34 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができます。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

以 上